

食品営業に使用する井戸水等の水質検査項目について

食品の営業に井戸水等を使用する場合は、水質検査が必要です。

食品衛生法に基づき、食品営業許可の更新時は**10項目**、新たに井戸等を設置して食品営業用水として使用する時は、**26項目**（裏面）の検査結果を確認します。

【更新時に必要な10項目】

	検査項目	基準値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
2	大腸菌群	検出されないこと
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下であること
4	塩素イオン	200 mg/L 以下であること
5	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10 mg/L 以下であること
6	pH値	5.8 以上 8.6 以下であること
7	味	異常でないこと
8	臭気	異常でないこと
9	色度	5 度以下であること
10	濁度	2 度以下であること

※間違いやすい検査項目

「水道法水質基準」と「建築物衛生法」における水質検査において**11項目**の検査があります。

大腸菌、有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項目が異なりますので、ご注意ください。

参考：「水道法水質基準」と「建築物衛生法」における水質検査11項目

	検査項目		検査項目
1	一般細菌	7	pH値
2	大腸菌	8	味
3	亜硝酸態窒素	9	臭気
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	色度
5	塩化物イオン	11	濁度
6	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		



こちらの検査項目では
食品営業許可の更新
は**できません**。

※食品衛生法に基づく「3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」と水道法に基づく「4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」は、同じ内容の検査です。

※食品衛生法に基づく「4 塩素イオン」と水道法に基づく「5 塩化物イオン」は、同じ内容の検査です。

【新たに井戸等を設置して食品営業用水として使用する時に必要な26項目】

	検査項目	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌群	検出されないこと
3	カドミウム	0.01 mg/L 以下であること
4	水銀	0.0005 mg/L 以下であること
5	鉛	0.1 mg/L 以下であること
6	ヒ素	0.05 mg/L 以下であること
7	六価クロム	0.05 mg/L 以下であること
8	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/L 以下であること
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下であること
10	フッ素	0.8 mg/L 以下であること
11	有機リン	0.1 mg/L 以下であること
12	亜鉛	1.0 mg/L 以下であること
13	鉄	0.3 mg/L 以下であること
14	銅	1.0 mg/L 以下であること
15	マンガン	0.3 mg/L 以下であること
16	塩素イオン	200 mg/L 以下であること
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下であること
18	蒸発残留物	500 mg/L 以下であること
19	陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L 以下であること
20	フェノール類	フェノールとして0.005 mg/L 以下であること
21	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10 mg/L 以下であること
22	pH値	5.8以上8.6以下であること
23	味	異常でないこと
24	臭気	異常でないこと
25	色度	5度以下であること
26	濁度	2度以下であること

【問合せ】 豊田市保健所 保健衛生課 食品衛生指導・監視担当

電話 0565-34-6181 FAX 0565-31-6630